

## 認定基準の改正案（修正版）の検討事項

## D 知的障害

項番	検討すべき案件
1	(2) 一部例示について、1級～3級の「障害の状態」の表現は妥当か。
2	(5) 知的障害者の就労している場合の日常生活能力のとらえ方 ・どのような働き方であれば支給停止とするのか。 ・労働形態の説明は、十分か。

## E 発達障害

項番	検討すべき案件
3	(1) 発達障害の定義については、表記の表現で良いか。
4	(2) 知的障害を伴わない発達障害についても対象であることが認定サイドに伝わるか。 統合失調症やうつ病などが主症状である場合であって障害の状態を判断する場合は「E 発達障害」で判断するのではなく「A 統合失調症等」の認定要領の項目をベースに総合的な判断を行うことを明記すれば問題はないか。
5	(3) 発達障害の発症は20歳前であることが医学的に明らかであるが、実際に支障が生じて受診した日を初診日とする扱いに問題はないか。
6	(4) 一部例示について、1級～3級の「障害の状態」の表現は妥当か。
7	(5) 発達障害者の就労している場合の日常生活能力のとらえ方 ・どのような働き方であれば支給停止とするのか。 ・労働形態の説明は、十分か。

## その他

1	診断書の「日常生活能力の程度」の(1)～(5)のどの程度が認定要領の一部例示にある各等級にそれぞれ該当すると考えるか。
---	---

## 診断書改訂案（修正版）の検討事項

項番	検 討 す べ き 案 件
1	⑩ 障害の状態 ウ 2 日常生活能力の判定 ・（１）～（７）の項目について説明書きが妥当か。 ・評価欄の語句は適正か。
2	⑩ 障害の状態 ウ 3 日常生活能力の程度 ・（精神障害）の（１）～（５）の障害の状態に関する説明書きは、状態が正しく表現されているか。 ・（知的障害）の（１）～（５）の障害の状態に関する説明書きは、状態が正しく表現されているか。
3	⑩ 障害の状態 エ 現症時の就労状況 ・詳細な記載を求めているが作成医は記載出来るか。 ・項目はこれでよいか。
4	⑩ 障害の状態 キ 福祉サービスの利用状況 ・例示は適当か。 ・具体的にどのようなことを記載してもらうと有効か。
5	その他 障害の状態を判断するにあたり、判断材料として記載してもらうと有効なものはあるか。